

令和3年度真室川町住環境快適サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による町内経済の活性化を図るとともに、人口減少対策及び空き家対策と融合した住まいづくりを推進するため、町民が住宅等の建設工事等又は耐震改修工事を行う場合において、真室川町補助金等交付規則(平成28年規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 真室川町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。
- (2) 空き家 事業、貸付及び居住を目的とした使用がなされていない建築物(新築後に当該建築物での居住の実態が全くないものを除く。)であって、次のいずれかにより取得し、又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。
 - ア 売買(平成28年4月1日以降に成立し、買主が個人であるものに限る。)
 - イ 贈与(平成28年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。)
 - ウ 相続(平成28年4月1日以降に相続したものに限り。)
 - エ 賃貸借(平成28年4月1日以降に成立し、賃借人が個人であるものに限る。)
- (3) 住宅等 住宅及び住宅に付随する車庫及び物置をいう。
- (4) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材(やまがた県産材集成材を含む。)及び認証された合板をいう。
- (5) 建設工事等 次のいずれかに該当する工事をいう。
 - ア 新築・住宅の購入
 - イ 増改築工事
 - ウ 改修工事
- (6) 耐震診断 建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項から第4項までに定める一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。)が、住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法により調査し、診断することをいう。
- (7) 評点0.7 告示において、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と定められた住宅の耐震指標をいう。
- (8) 耐震改修工事 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事(工事後に評点0.7以上となるものに限る。)であって次条に定める要件に該当するものをいう。

- (9) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事業所を有する法人をいう。
- (10) 町内業者 真室川町内に住所を有する個人事業者又は真室川町内に本店若しくは主たる事業所を有する法人をいう。
- (11) 町外業者 山形県内かつ真室川町外に住所を有する個人事業者又は山形県内かつ真室川町外に主たる事業所を有する法人をいう。
- (12) 県移住世帯 平成 28 年 4 月 1 日以降に県外から県内に住み替えた又は平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災の被災地(岩手、宮城及び福島各県に限る。)に居住しており、平成 28 年 3 月 31 日までの間に県内市町村に住み替え、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条第 1 項の規定による転入届を県内市町村へ提出した世帯員を含む世帯をいう。
- (13) 町移住世帯 平成 28 年 4 月 1 日以降に町外から町内に住み替えた又は平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災の被災地(岩手、宮城及び福島各県に限る。)に居住しており、平成 28 年 3 月 31 日までの間に町内に住み替え、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条第 1 項の規定による転入届を町内へ提出した世帯員を含む世帯をいう。
- (14) 三世帯世帯 世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、3 以上の世帯が同居している世帯をいう。
- (15) 新婚世帯 婚姻届を提出した日から 5 年以内である世帯をいう。
- (16) 子育て世帯 平成 15 年 4 月 2 日以降に出生した世帯員が 1 人以上おり、当該世帯員及び当該世帯主との続柄が父母又は祖父母の世帯員から構成される世帯をいう。
- (17) 町上乘せ世帯 前 4 号の総称をいう。
- (18) 県上乘せ世帯 同条第 12 号、第 15 号及び第 16 号の総称をいう。
- (19) 基準点 工事基準点算出表(様式第 2 号)の工事点数の合計が 10 点(工事に要する費用が 50 万円未満の場合は 5 点)であることをいう。
- (20) 県補助対象工事 令和 3 年度暮らそう山形! 移住・定住促進事業費補助金交付要綱第 3 条又は、令和 3 年度やまがたの家需要創出事業費補助金交付要綱第 3 条に定める補助対象工事をいう。
- (21) 町補助対象工事 基準点に満たない増改築工事・改修工事、車庫・物置の新築・改築・改修をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設工事等又は耐震改修工事を行う者で、県内業者と工事請負契約する者。ただし、及び第 2 条第 5 号アについては県内業者以外と工事請負契約をする者も対

象とする。

- (2) 当該年度中に、規則第 4 条に定める補助金等交付申請書を提出することができる者
- (3) 当該年度中に、規則第 9 条に定める補助金等実績報告書を提出することができる者
- (4) 町税等を滞納していない者
- (5) 住宅の所有者及び居住者が真室川町暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号に該当しない者

(補助対象工事費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、30 万円以上の建設工事等又は耐震改修工事
で、対象となる経費は、当該建設工事等又は耐震改修工事に係る経費とする。

2 補助金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる区分のうち、適用される区分の補助
率を対象経費に乗じて得た額又は同区分の上限額のいずれか低い額とし、1 つの申請
において適用されるものは 1 区分のみとする。ただし、建設工事等と耐震改修工事の
対象経費を分けた場合は別表第 1 と別表第 2 の併用を認めるものとする。

3 住居等と店舗又は事業所等とを併用し、かつ、共用部分に係る工事の場合は、住居
が占める床面積の割合を対象経費に乗じて得た額を用いて補助金の額を算定する。

4 第 2 項又は前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、
これを切り捨てる。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ住環境快適サポート補助金等
交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事基準点算出表
- (2) 建設工事等又は耐震改修工事に係る契約書又は注文請書の写し
- (3) 建設工事等又は耐震改修工事に係る図面及び位置図
- (4) 工事前の写真
- (5) 母子手帳の写し(申請時に妊娠しており、出産後に子育て世帯となる場合に限
る。)
- (6) 売買契約書又は賃貸借契約書(移住世帯又は空き家工事の必要と認める場合に
限る。)
- (7) 所有権が移転した時点で、当該建築物に居住者がいなかったことを証明する次
の書類のうち、必要と認められるもの(空き家工事を行う場合に限る。)
 - ア 登記事項証明書
 - イ 遺産分割協議書
 - ウ 住民票(町外在住の場合に限る)
 - エ 戸籍全部事項証明書(町外在住の場合に限る)
 - オ 契約書の写し

- (8) 耐震診断結果報告の写し(耐震改修工事の場合に限る。)
 - (9) 耐震改修工事設計書(耐震改修工事の場合に限る。)
 - (10) 耐震改修工事詳細図(耐震改修工事の場合に限る。)
- 2 補助金の申請は、令和3年4月1日以降に着手され令和3年度中に竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき、前条第2項について1回に限るものとする。
- (交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の住環境快適サポート補助金等交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、規則第7条に定める補助金等交付指令書により通知するものとする。
- (変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち補助金申請内容の変更をする場合又は、補助事業を中止、若しくは廃止しようとするときは、住環境快適サポート補助金等変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 規則第8条第1号の軽微な変更とは、次に定めるものとする。

- (1) 工事内容及び補助金額に変更のないもの
- (2) 工期のみを変更するもの

(実績報告)

第8条 補助対象者は、令和4年3月31日まで、住環境快適サポート補助金等実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、県補助対象工事については、令和4年2月14日までとする。

- (1) 建設工事等又は耐震改修工事に要した費用の支払い額を証明できる書類の写し
- (2) 工事完成時の写真
- (3) 県産木材を使用したことを証する書類(県産木材を使用した場合に限る。)
- (4) 屋根材出荷証明書(雪が滑りやすい屋根材に改良する工事を行う場合に限る。)
- (5) 二重建具等出荷証明書(二重建具、複層ガラスを設置する工事を行う場合に限る。)

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

建設工事等の区分	施工業者	補助割合	上限額
新築・住宅の購入(車庫・物置を除く。)	—	20分の1	500,000円
県上乘せ世帯が県補助対象工事を行った場合。	県内業者	3分の1	300,000円
県補助対象工事を行った場合。	県内業者	5分の1	240,000円
町上乘せ世帯が県補助対象工事又は町補助対象工事を行った場合。	町内業者	3分の1	240,000円
	町外業者		120,000円
町補助対象工事を行った場合。	町内業者	10分の1	120,000円
	町外業者		60,000円

別表第2

建設工事等の区分	補助率	上限額
耐震改修工事	2分の1	800,000円